

第2章

気候関連コミットメントなど

IFRS 解釈指針委員会の アジェンダ決定の概要

有限責任あずさ監査法人

井口 崇

【この章のエッセンス】

● IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定により、会計方針の変更が必要となる可能性がある。アジェンダ決定による影響を適切に評価するために、企業はその内容を把握しておく必要がある。

● 2024年1月以降に公表されたアジェンダ決定のうち、特に「気候関連コミットメント」については多くの企業に関連する可能性がある。

「委員会」というのは国際会計基準審議会（IASB）の関連団体であり、IFRS® 会計基準に関する利害関係者からの検討依頼や質問を分析し、基準書の改訂や解釈指針の開発が必要と考えられるか否かの審議を行っている。

審議の結果、基準書の改訂や解釈指針の開発が不要と判断された論点については、「アジェンダ決定」が発行される。アジェンダ決定は、IFRS 会計基準のように強制力を有するものではないものの、現行の基準書に基づく考え方が示されることから、企業がIFRS 会計基準をアジェンダ決定とは異なる方法で適用している場合には、会計方針の変更が必要となる可能性がある。アジェ

ンダ決定に関する検討の結果、会計方針の変更が必要になると見込まれる場合には、当該変更を可能な限り速やかに適用することが求められる。一方で、企業が会計方針の変更を適用するために十分な時間を確保することが認められている。事実と

状況により、企業が会計方針の変更を適用するために多くの時間を要するような場合、会計方針の変更をアジェンダ決定の公表直後の財務報告からではなく、その翌期から適用することなども考えられる。そうした場合、「公表されているが未発効の新しいIFRS 会計基準を適用していない場合」に準じたIAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づく開示を行うことが期

待される。

2024年1月以降に発行されたアジェンダ決定は、図表のとおりである。なお、本章の記載は2024年11月末時点の情報に基づいており、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることを申し添える。

本章では、このなかから、わが国のIFRS 会計基準適用企業が実務で関連する可能性が一定程度あると筆者が考えた「気候関連コミットメント」を紹介している。本章で紹介していないアジェンダ決定についても、実務で関連する可能性があることに留意いただきたい。

気候関連コミットメント（IAS 第37号）

企業による気候関連コミットメントの表明が、引当金の認識につながるかについて検討が行われ、IFRIC Update（2024年3月）の補遺として2024年4月にアジェンダ決定の内容が公表された。

(1) 質問

温室効果ガス排出量を削減するという企業によるコミットメント（気候関連コミットメント）は、企業に

はじめに

IFRS 解釈指針委員会（以下、